

令和2年7月16日

加盟競技団体各位

公益財団法人 広島県体育協会

業種別ガイドラインの遵守について

平素より本協会諸事業推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係るガイドライン等につきましては、これまで本協会から加盟競技団体の皆様に随時、情報提供させて頂いており、皆様におかれましては、そうしたガイドラインや競技団体作成の競技別ガイドライン等に従って、感染拡大防止に万全を期していただいているところですが、今回、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、昨今の新規感染者の増加や施設やイベントでのクラスターの発生を受け、再度、各種ガイドラインの遵守についてスポーツ庁及び(公財)日本スポーツ協会を經由して別添のとおりメールで注意喚起がありました。

つきましては、別添メールの内容をご確認いただくとともに、スポーツイベントの開催等に当たっては、(公財)日本スポーツ協会や広島県、各競技団体の策定したガイドライン等に従って、感染拡大防止に万全を期していただけますよう改めて関係者の皆様に周知をお願いします。

なお、参考までに、令和2年6月1日付けで送付した(公財)日本スポーツ協会策定のスポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン改訂版(概要)も再度、送付させていただきます。

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン改訂版（概要）

1. ガイドラインの位置づけ

- (1) スポーツイベントを再開するに当たった際の基準
- (2) 再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点

スポーツ団体は、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行うとともに、特に中央競技団体は、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組む。

2. スポーツイベントの再開に当たった際の基本的考え方

3 区域ごとに、スポーツイベントの再開にあたっての基本的考え方を集約。

なお、当該スポーツイベントが開催される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へ相談。

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

3. スポーツイベント開催・実施時の感染防止策

6 項目ごとに、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、「新しい生活様式」や熱中症予防も踏まえ、その運営に当たり留意すべき事項を集約。

(1) 参加募集時の対応

(2) 当日の参加受付時の留意事項

(3) 参加者への対応

(4) 参加前後の留意事項

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

(6) その他の留意事項

※本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。